

令和5年10月25日

生徒・保護者の皆様へ

広島市立広島みらい創生高等学校
校長 井林秀樹

「広島市高等学校定時制課程及び通信制課程教科書給与事業」の申請について（お知らせ）

本市では勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として標記の事業を実施しています。生徒本人が給付を希望される場合は、以下により申請をしてください。

1 給与内容

教科書（通信制課程にあっては学習書も含む）代金相当額の給付を行います。

2 対象者

次の①又は②のいずれかに該当するもの

① 定職又は1年間（令和5年4月～令和6年3月）に概ね90日以上パート又はアルバイトに就いている者のうち、次のいずれにも該当するもの。

ア 卒業を目的として在学する者のうち、入学後2年目にあっては14単位以上、入学後3年目以降にあっては28単位以上修得している者であって、当該年度において2以上の教科・科目を履修し、かつ、そのための教科書を購入した者。

イ 世帯全体の年間収入（令和5年1月～12月の見込み）が、扶養者及び扶養関係がない者各自の所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額を合計した額の192%以下の額である者。ただし、単独で生計を営む者にあっては、年間収入が279万円以下の者。

② 疾病等その他やむを得ない理由により校長が適当と認めた者。

3 申請方法等について

申請書を事務室で受け取り、必要事項を記入のうえ、事務室へ提出してください。

申請については、①生徒本人および同一世帯で収入がある人全員の就労証明・給与支払見積書等②疾病等が確認できる各種証明書等が必要となります。

就労証明・給与支払見積書等は勤務先等で発行していただく必要があり、準備に日にちがかかる場合が多いいため、早めに手続きをしてください。また、申請書等をお渡しするときに必要な範囲内で収入・家族状況等をお聞きすることができますので、あらかじめご了承ください。

提出期限：令和5年11月30日（木） 期限を過ぎての申請は受付できません。

<問合せ先> 事務室 原田
電話：082-545-1671